別記第6号様式(第6条関係)

年　　月　　日

後見人等の報酬助成申請書

(あて先) 江東区長

申請者 　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住所

　　　　　　　　　連絡先・電話番号　　(　　　)　　　―

対象者との関係

江東区成年後見制度利用支援条例第6条第2項、第7条第2項及び第8条並びに同施行規則第6条により、後見人等の報酬助成を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 成年被後見人等 | ふりがな  氏名 | 性別　：　男　・　女 |
| 生年月日 | 年　　　　　　月　　　　　　日　　　　　　　　(　　　　　　　歳) |
| 住所 |  |
| 連絡先 |  |
| (施設入所者は  施設名・住所) |  |
| 審判申立事件番号 | 年　　　　　　　　　　(家)　第　　　　　　　　　　　　　　号 |
| 成年後見人等 | ふりがな  氏名 |  |
| 住所 |  |
| 連絡先 |  |
| 職業 |  |
| 後見決定の類型 | 後見　　　　・　　　　保佐　　　　・　　　　補助 |
| 後見人等の報酬額 | 円（　　　　　年　　　　月　　　　日～　　　　年　　　　月　　　日） |

別記第2号様式(第5条関係)

年　　月　　日

収入申告書

(あて先)

江東区長

申告者 　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　対象者本人及びその世帯の収入について、下記のとおり申告します。

（申告期間：　　　　年　　　月　　　日　～　　　　　年　　　月　　　日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者氏名 | | 年　　　月　　　日生(　　　歳) |
| 申告期間中の収入総額　　　(A)　　　　　　　　 　円 | | |
| 内訳 | (　　　　　　 　)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 | |
| (　　　　　　 　)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 | |
| (　　　　　　 　)　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 | |
| 必要経費　　　　　　　　　(B)　　　　　　 　　　円 | | |
| 内訳 | 租税等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 | |
| 社会保険料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 | |
| その他必要経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 | |
| 差引額　　　　　　　(A)　―　(B)　　　　　　　　　　　　　　　　　円 | | |

　虚偽等の申請をして助成を受けた場合は、江東区成年後見利用支援条例第13条により処理する。

別記第3号様式(第5条関係)

年　　月　　日

資産申告書

(あて先) 江東区長

申告者 　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　対象者本人及びその世帯の資産の保有状況は、次のとおりであることを申告します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 不動産 |  | |  | 延面積、所有者、所在地 | | | | | | |
| (1)　自己の居住用宅地  (2)　その他の宅地 | | 有・無  有・無 |  | | | | | | |
| (1)　自己の居住用家屋  (2)　その他の家屋 | | 有・無  有・無 |  | | | | | | |
| 現金等の資産 | 現金 | 有・無 | 円 | | | | | | | |
| 預貯金 | 有・無 | 預金先 | | | 口座名義 | | 預貯金額 | | |
|  | | |  | | 円 | | |
| 有価証券類 | 有・無 | 種類 | | | | | 額面金額 | | |
|  | | | | | 円 | | |
|  |  | 種類 | | 契約先 | | 契約者 | | 保険金額 | 解約返戻金 |
| 生命保険 | 有・無 |  | |  | |  | | 円 | 有・無 |
| その他保険 | 有・無 |  | |  | |  | | 円 | 有・無 |
| 貴金属等 | 有・無 |  | | | | | | | |
| 負　　債 | | 有・無 | 借入先 | | | | | 未済額 | | |
|  | | | | | 円 | | |

別記第4号様式(第5条関係)

年　　月　　日

同　　意　　書

(あて先) 江東区長

届出者 　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住所

　　　　　　　　　連絡先・電話番号　　(　　　)　　　―

対象者との関係

　江東区成年後見制度利用支援条例に基づき、助成の決定に必要があるときは、対象者本人及びその世帯の収入の状況につき、貴職が官公署に調査を委嘱し、又は、銀行、信託会社、就労先、入所先その他関係人に報告を求めることに同意します。

　1　調査目的

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

2　調査先

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |